

一八 雜々

宣命譜 一卷

宣命讀踊の譜なり。今傳はらず。唯

公事根源踏歌節會の條に、踏歌の節會をば、あらればしりのとよのあかりと申にや、或はあらま
しりと宣命の譜にはよめり、

とあるのみ。蓋し應仁の頃まではありしが、兵火などによりて、亡佚せしものなるべし。

この書の著者は、

柱史抄に、政事要略百六云、參議從四位上守宮内卿兼尾張守滋野朝臣貞主、造宣命譜奏聞、
と見えたり。滋野貞主の事は、祕府略の條(三五〇頁)に載せたり。

宣下抄 一卷

詔勅宣旨を宣下せらる、時の法式などを記したるものなるべし。

實隆公記に、明應五年一月廿六日、宣下抄下外借遣中院了、

と見えたるもの、この書なるべし。

奏事 一卷

これも今傳はらねば詳ならず。奏事は、諸司事を録して、奏聞するをいふ。蓋しその作法儀式などを
記したるものなるべし。

年中例奏文 一卷

群書類従本には、下に九條と註せり。

年中恒例の奏文を集録したるものなり。類従本に註したる九條は、九條師輔にて、その著なるよしな
れど、今傳はらざれば詳ならず。

寛平遺誠 一卷

宇多天皇の御訓誠なり。御讓位の御時、幼帝醍醐天皇にまゐらせ給ひしものにて、一卷あり。帝王の

御動作、御學業、任官、叙位、その他の政務、儀式、及び廷臣の賢否等を記し給へり。今傳はりたるものは殘闕にて、群書類從に收めたり。また諸書に引載したるもの多し。予の寛平遺戒逸文一卷あり。なほこの書の事は、皇室御撰之研究に記せり。

嵯峨遺誠 一卷

嵯峨天皇の御遺訓にて、仁明天皇にまゐらせ給ひしものなるべし。

この書は、世に傳はりたるものなく、續日本後紀、三代實錄に引きたるものあるのみ。なほこの書の事も、皇室御撰之研究に記せり。

九條右丞相遺誠 一卷

九條右大臣師輔の遺訓なり。始に「遺誠並日中行事」として、日々の行事作法、及び平日心得べき事どもをかきたるものにて、數葉あり。

末尾に、以前雜事書記如右、予十分未得其一端、然而常蒙先公之教、又訪古賢今粗知事要、依萬一之勤、雖非才智、已登崇班、爲吾後之者、熟存此由、縱雖非如法、必用意可勤公私之事、と記せり。先公は父忠平にて、崇班は右大臣の列にあるをいふ。

大鏡伊尹の傳に、いと若くてうせおはしましたることは、九條殿の御遺言をたがへさせ給へるとぞ、人申しける、

とありて、この遺訓にそむくときは、咎をうくるよしいへり。

この書は、台記別記、久安三年三月廿八日古事談、愚管抄、明月記元久元年十一月等に見え、菩提院關白基房は、九條兼實と謀り、この遺誠を參照して、叙位除目に關する事を記したるよし、實躬卿記嘉元三年四月八日に見えたり。

この書は、拾芥抄に載せ、群書類從にも收めたり。但し

江談抄に、治部卿伊房云、九條殿御遺誠云、爲我後人者、賀茂春日御祭日、必可參詣社頭也、但於春日者、路遠有煩、可參大原野也者、而參大原野已以斷絶也、件事極祕事、不載流布世間之遺誠、若件事在別御記歟、

と見えて、異本ありしが、今は傳はらず。

高名錄 一卷 江師抄

著名なりし人、高名なる物等、何にても、世の聞え高さものを採録したるものなるべし。今傳はりたるものあるをきかず。讀經口傳明鏡集に、この書を引きて、能讀者を列記し、河海抄にも、この書を引きて、巨勢金岡、同相覽、及び名高き帶を記したり。

小野宮教命 一卷

小野宮とのみあれば、明ならねど、太政大臣實頼か、その孫右大臣實資の教命なるべし。實頼ならば、次の貞信公教命の如く、清慎公とあるべく、且つ實頼には、教命、訓戒の如きものありし事他に見えず。實資には、小野宮右府鑒誠と稱するものあり。貫首雜事略に見えて、右府鑒誠とも記し、撰集秘記には、後小野教と見えたり。北山抄に、後右府教といひ、西宮記裏書に、右府命とあるも同書なるべし。貫首雜事略には、下に「資房卿補頭之時、註渡書内也」と註して、資房の藏人頭に補せられたる時に遣はしたるものなり。資房は、實資の猶子權大納言資平の子なり。資房の藏人頭に補せられたるは、長暦二年六月なれば、そのをりのものなるべし。實資は圓融天皇より、一條天皇に至る三代七年間、藏人頭たれば、特に藏人頭の職に關する事どもを記したるものならん。

實資は、冷泉天皇より、後朱雀天皇に至る七朝に歴仕し、從一位、右大臣に至り、寛徳三年、九十歳にて薨去し、世に賢人右大臣と稱す。

この書も今傳はらず。西宮記以下に引載したるもの十七條あり。これを小野宮教命逸文に收めたり。

貞信公教命 二卷

貞信公は、太政大臣藤原忠平にて、この書は、通憲入道藏書目錄にも、「一合通憲書、貞信公教命」と見え、北山抄その他の書には、貞信公教としたるものあり。今世に傳はりたるものなく、唯小野宮故實舊例と題して、その一部分を載せたるものあり。小野宮故實舊例は、東京帝國大學の所藏（小中村博士舊藏）にして、埤史料に引載したれば、和學講談所のものなるが如し。同書によるに、貞信公教命は、忠平親ら筆を採りたるものにあらず。朝儀、政務などに關して、時々説話したる教命を、二子小野宮實頼、九條師輔の筆録したるものなり。

一、實頼の筆録したるものは、小野宮故實舊例の卷首に、「奉殿下教命所記、但恐愚頑之質、又有失歟、事無次第只記之」とありて、これを記し、次にその年月を註したり。即ち元日節會二條、七日節會三條の次に「天慶元年七月廿一日教命也」と註し、節會一條の下に「天慶三年十二月廿三日教」とし、今年新嘗會云々の下に、「□□四年正月八日教」とあるが如し。中には、本文の中に、「或人云」の文あり。「殿下薨後見御日記延長六年正月一日云々、」など附記したるところあり。また實頼の孫實資の小野宮年中行事正月九日外官除目の條に、「天慶五年三月廿四日貞信公教故殿御記」としたる故殿は、實頼なり。北山抄正月七日節會、及び叙位の條に、天曆二年云とありて、下に貞信公教とあるも實頼の記なるべし。

二、九條師輔の筆録したるは、小野宮故實舊例の末に、九條殿口傳を附し、その下に、「如是教命、時々雖承、愚拙之身、自以忘失歟、但至于承覺略書之」と註して、節會五條、及び旬事一條をのせたり。なほ

小右記に、寛仁四年八月十八日の條に、九條殿承貞信公教、所註置之口傳大略所見也、と見えたり。これによれば、師輔の筆録したるは、口傳と稱したるが如し。北山抄正月宴會の條の下に、「即貞信公之教也、見口傳、」と註し「九條丞相口傳謂件儀耳」と見え、台記久安三年三月二十七日の條に、「九條殿口傳也」と註したるも同じ。

此の如く、實頼、師輔の筆録したるは、別々なれば、二卷とあるは、各一卷なるべし。忠平の子には、この外、小一條師尹、中納言師氏などあれど、その筆録したるものは見えず。

清慎公九條殿行事不同抄

清慎公小野宮實頼、九條師輔の公事作法についての異同を記したるものなるべし。これも今傳はらず。群書類従本九條と註したり。九條は、九條流にて、筆録したる意ならんか。

仁和以後記目錄

内閣一本一卷とあり。

如何なるものか明ならず。仁和以後記とあれば、或は諸家々乘などの目錄ならんか。諸家の日記目

録は、寛文の刊本以下、この書籍目錄の卷末に、諸家名記として、附載したるものあり。この書のみを一卷としたる寫本の中には、名記目錄と題したるものもあり。李部王記を始として、權中納言顯俊の殿記に至る、日記六十九種を載せて、その記者を註せり。建長二年出家して、文永九年薨去したる權中納言定嗣の葉禪記、文永五年に出家して、正應二年に薨じたる權大納言實季の銅駝記より、以後のものなれば、蓋しこの書の事なるべし。但し寫本の中には、日記にあらざる西宮記、北山抄を追記し、園太曆、薩戒記等、後の日記を増加したるものあり。

名所抄 一卷

今傳はらねば、如何なるものか、明ならず。京都の名所を記したるものなるべく、蓋し二中歴卷十の名家歴、籠中抄下卷の名所、拾芥抄中卷の諸名所の如きものなるん。或は二中歴桃園の註に、「或抄云」と見え、枇杷殿の項に、「抄云」とし、その他所々に「或抄云、」と記したるものは、この書をさしたるものならんか。

御所抄 一卷 皇居抄

これも、今傳はらねば詳ならず。皇居抄とあるによれば、内裏の紫宸殿、清涼殿以下の殿舎等を録したるものなるべし。

居宅抄 一卷

今傳はらねば詳ならず。大臣、公卿などの第宅の有様などを記したるものか。母屋、對屋、中門等を説明したるものによ。

一九 雜抄

江談 六卷 江匡房

大江匡房の談話を筆録したるものなり。群書類從に收めたるものも六卷にて、卷數もあへり。その篇目は左の如し。

第一公事 攝關事 佛神事 第二雜事 第三雜事 第四 第五詩事 第六長句事

各條項の始に、或は「被命云」、「又被命云」、「被談云」、「又被談云」、「談云」など記し、「帥殿被仰云」、「都督又云」、「卷五」江都督云、「卷六」など記したるところあり。帥は匡房の官太宰帥にして、都督はその唐名なり。また「故右大辨時範談云」、「卷三」經信卿常被示曰、「卷二」故帥大納言常談云、「卷三」資仲卿曰、「卷三」入道資仲帥談曰、「卷二」故小野宮右大臣語云、「卷三」戶部卿曰、卷二「治部卿伊房談曰、卷三」爲仲云、「卷二」故橋工部孝親被語云、「卷四」大隅守清原爲信云、「卷四」又被命云、資仲談曰、「卷三」或人語曰、「卷一」故老云、「古人云、卷四」故老傳云、「傳聞」卷四など記したるところあり。蓋し匡房が、是等の人々より聽きたる